

議案第8号

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋川渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項」を「第19条の2第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「第45条第1項」を「第45条の2第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6条第1項第1号中「第19条第1項」を「第19条の2第1項」に改め、同項第2号中「第45条第1項」を「第45条の2第1項」に改める。

第7条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条を次のとおり改める。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 情報公開条例第19条の2第1項の規定による諮問であって、この条例の施行日前にされた公開決定等又はこの条例の施行日前にされた公開請求についての不作為に係る不服申立てによるものについては、なお従前の例による。
- 3 個人情報保護条例第45条の2第1項の規定による諮問であって、この条例の施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てによるものについては、なお従前の例による。